

2006年度 第3回 JFA 公認キッズリーダー(U-6)養成講習会 開催要項

- 【目的】 サッカー競技の正しい普及・発展を図るため、特にキッズ(U-6/U-8/U-10)を対象としたサッカーを含む身体を動かすことの指導にあたる指導者の養成を目的に実施する。
- 【主催】 財団法人 日本サッカー協会
【主管】 社団法人 岩手県サッカー協会
【後援】 釜石市教育委員会(予定)
- 【講習会日時】 2006年10月22日(日) 8:30~受付(体育館)
9:00~10:30講義 10:40~12:10実技
- 【内容】 JFAキッズ(U-6)指導ガイドラインに沿った講義・実技(各90分)
- 【会場】 甲子中学校体育館 住所:釜石市甲子町9-156 TEL:0193-23-6508
- 【講師】 JFA公認キッズインストラクター
- 【定員】 30名
- 【受講資格】 2006年3月31日現在、満18歳以上である者
* 未成年者の場合は、本講習会受講に伴う親権者の同意書(受講申込書欄に記入・捺印)が必要です。
- 【参加費】 2,000円(教材1冊代、受講料含む) 当日受付時に徴収します。
◆ 公認D級コーチ以上の方は、参加費1,550円【教材代(1,050円/冊)と受講料500円】となります。当日、必ず公認ライセンス認定証をご提示下さい。
- 【申込み方法】 「受講申込書」「個人情報利用に関する同意者」を協会へFAX(019-648-8017)
- 【締切り】 10月13日(金) *申込受付後のご連絡はありませんので、ご了承下さい。
- 【持ち物】 運動できる服装、体育館用シューズ、筆記用具、写真1枚(裏面に氏名記入)
その他各自必要なもの
- 【備考】 1) 講習会期間中の事故、怪我等については各自対応となります。
2) キッズリーダー講習会受講の方で、キッズコーチバンク(巡回指導のお手伝い等)に登録を希望する場合は、当日申し出て下さい。詳しくは当日お知らせします。
3) 本講習会に参加される皆様の映像・写真を県協会ホームページ等で使用させて頂く場合がありますのでご了承下さい。尚、本件に関してご不明な点等ございましたら下記事務局へご連絡下さい。

— 申込先・問合せ先 —

社団法人岩手県サッカー協会 キッズ委員会

〒020-0133 岩手県盛岡市青山4丁目13-30(財)岩手県体育協会会館内

TEL 019-648-8014 FAX 019-648-8017

担当:キッズ委員会事務局 蝦名(えびな) E-mail:ebina@fa-iwate.com

キッズ情報はこちら <http://fa-iwate.com>

(社) 岩手県サッカー協会 行
FAX 019-648-8017

申込締切 10月13日(金)

2006年度 第3回 JFA 公認キッズリーダー (U-6) 養成講習会 受講申込書

10月22日実施

フリガナ 氏名				性別 男・女	写真 (当日提出頂きます)
生年月日	19	年	月	日	
自宅住所	〒 (—)			TEL	
				FAX	
				携帯	
勤務先名	勤務先電話番号			メールアドレス	
持っている資格 (該当欄に○をして下さい)	U-6	U-8	U-10	D級以上の場合、指導者登録番号 記入欄 (級)	
資格を初めて 初めて取得する方	JFA 公認キッズリーダーの任意登録を 希望する 希望しない (どちらかに○をつけてください) 登録費 3000 円/年間で、①テクニカルニュース購読、②JFA コミュニティの利用、③コーチスクエアの利用 以上のサービスが受けられます。 詳細は、当日ご説明します。				
指導チーム・ 受講の目的					
指導者講習会に伴 う親権者の同意書 (未成年者の場合記入)	上記受講者が、JFA 公認キッズリーダー養成講習会を受講することに同意します。 年 月 日 親権者 署名: _____ 印				

指導者講習会受講に伴う個人情報利用に関する同意書

下記指導者講習会主催者が、私の情報を、下記の利用目的で使用するについて同意します。

_____年____月____日

受講者 署名 : _____

<指導者講習会>

- ① 公認C級コーチ養成講習会
- ② 公認D級コーチ養成講習会
- ③ 公認キッズリーダー養成講習会

<受講者情報>

- ① 氏名(フリガナ)
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 自宅住所(郵便番号含む)
- ⑤ 自宅電話番号
- ⑥ 勤務先名
- ⑦ 勤務先電話番号
- ⑧ メールアドレス
- ⑨ 指導チーム
- ※ 必要に応じて修正(削除・加筆)してください

<利用目的>

- ① 指導者講習会主催者が作成する受講者名簿への掲載および受講者への配布する
- ② 指導者講習会主催者が講習会の案内などを送付する
- ③ 前各号所定の事項に付随関連する事項の場合